

# 第8回（令和6年度 第2回）天竜川水系流域委員会

## 議事要旨

日 時：令和6年6月6日（木曜日）13：00～15：00

場 所：TKP 名古屋新幹線口、WEB会議併用

### 1. 開会

開会挨拶（天竜川上流河川事務所長）

### 2. 挨拶

辻本委員長挨拶

### 3. 議事

#### （1）第7回（令和6年度第1回）流域委員会での指摘事項とその対応について【資料-1】

- ・ P3 前回流域委員会における指摘への対応について、整理いただいた内容で異論はない。トビハゼ、コガネチワラスボ等に関して、変更案（案）の本文中に修正しきれていない箇所について再度確認いただきたい。また河川環境情報図に反映しておくと良い。  
⇒（事務局回答）変更案（案）への反映内容を再度確認する。
- ・ P4 中部地域が1.0倍～1.19倍と幅があるが、1.1倍とした根拠は提示する必要があるのではないか。  
⇒（事務局回答）P4の右側のグラフは「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」の参考資料の中で提示されている。このグラフの6つのプロットは計算モデルの違いとなる。この「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」で示されているが、気温上昇が大きいシナリオを採用した場合には、治水計画の目標を上回る外力に対応する施設整備等を実施するリスクがあること、またパリ協定において、「世界の平均気温上昇を2°C未満に抑え、1.5°Cまでに抑える努力をする。」との目標が掲げられていることも考慮する必要があるとし、中部地方の基準とするシナリオは2°C上昇時における平均的な外力の値を基本とするべきであるとされている。よって天竜川の治水計画では、降雨量增加倍率1.1倍を採用している。
- ・ P4 降雨量変化倍率については、複数のモデルやシナリオに基づき、ある程度幅がある計算を踏まえ、1.1倍を設定していることで理解した。前回流域委員会への指摘に対して真摯に対応いただいた。
- ・ 気候変動を考慮した計画外力設定の考え方については、全国で統一的、画一的に設定されているものである。一方で、地域ごとに、降雨の傾向に違いがあることも事実であるため、今後も降雨の傾向について状況を把握していく必要があることを認識しておいて頂きたい。

- 第7回（令和6年度第1回）流域委員会での指摘事項とその対応について了承された。

## (2) 学識経験者等から河川整備計画変更原案について頂いたご意見とその対応【資料-2】

- ・ 意見⑦について、「域」と「部」の表現の混同については概ね改善された。一部「域」として表現が残っている箇所について、適切な表現ということでよいか。  
⇒（事務局回答）流域を示すものは「域」、河道は「部」としており適切な表現となっている。
- ・ 意見⑩について、カワバタモロコは、河川水辺の国勢調査では確認されていないが、浜松河川国道事務所の調査において過去に2回程度確認されたと記憶している。変更案（案）の修正は不要であるが、生息している事実に关心を持ってもらえるように、今後、河川水辺の国勢調査以外の調査結果も、河川環境情報図に反映できるように検討していただきたい。  
⇒（事務局回答）原案の表現を再度確認するとともに、今後、河川環境情報図を更新する際は、指摘を踏まえた整理とするよう努める。
- ・ 意見⑪について、トビハゼ、コガネチワラスボへの修正が適切に反映できているか確認しておくこと。
- ・ 意見⑫について、「特定外来生物であるハリエンジュ」と表記が残っているため修正すること。
- ・ 意見⑨について、アユ（放流による定着）について、下流は、天然のアユも含まれ放流に限らないため、表現を修正した方が良い。  
⇒（事務局回答）変更案（案）の修正内容を再度確認する。

- 学識経験者等から河川整備計画変更原案について頂いたご意見とその対応について了承された。

## (3) 関係住民の皆様から河川整備計画変更原案について頂いたご意見とその対応【資料-3】

- ・ 資料-3 や参考資料4の「洪水調節機能の強化」に関する意見の対応について「洪水調節機能の強化については、既設ダムを最大限活用した・・・」の記載があるが、美和ダム上流域の住民については、既設ダムを活用しても、洪水に対する安全度は向上しない。戸草ダムを前向きにご検討いただきたい。  
⇒（事務局回答）記載の通り、「洪水調節機能の強化については、既設ダムを最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等について調査・検討を行い、必要な対策を実施する。また、洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。」こととし、しっかりと治水機能増強検討調査で検討していく。

- ・先ほどの美和ダム上流域の対応については、捉え方に少し課題がある。河川整備計画において治水安全度を確保するのは直轄区間を対象としており、直轄区間より上流域に対する治水計画は考えられていない。河川整備計画の中では記載できないが、直轄区間より上流域に対して、河川管理者としてどのようにするべきか配慮頂きたい。
  - ・戸草ダムについては、32年前の新聞記事に、21億円の補償額が支払われているとある。また、当時の戸草ダムの工事費用は800億円と記載されていた。昨今の物価上昇（約1.8倍程度）等を踏まると、新設ダム建設には変更河川整備計画で示された河川の事業費以上の金額が必要となる。過去の経緯も踏まえ、新設ダム事業に対して、真摯に受け止めていただきたい。
- 関係住民の皆様から河川整備計画変更原案について頂いたご意見とその対応については了承された。

#### (4) 天竜川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案（案）について【資料-4-1、4-2、4-3】

- ・No.288、307について、「河川環境の変化の把握」とあるが、この中に土砂流下や濁水に伴う下流の利水への影響に関するモニタリングも含まれているという認識でよいか。  
⇒（事務局回答）「河川環境の変化の把握」の記載は、土砂流下、濁水等による利水への影響も含んでいる。
  - ・No.314の田んぼダムの推進についての文章で、「水田に水位調整機能を持たせ、……」との記載があるが、田んぼダムは、排水を遅らせることが主であり、水位を調整する機能はないため、「水位調整機能を持たせ」を削除した方が適切ではないか。  
⇒（事務局回答）「水位調整機能を持たせ」を削除する。
  - ・No.202、No.203について、「(放流による定着)」という表現は修正していただきたい。  
上流部では「アユ(放流)」、中下流部では「アユ(放流を含む)」としてはどうか。  
⇒（事務局回答）ご指摘の通り修正する。
- 本委員会の指摘事項や関係省庁の照会を踏まえ、今後、「天竜川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案（案）」をさらに変更することが想定されるが、本件に関しては委員長に一任ということで了承された。

#### (5) 天竜川直轄河川改修事業の事業再評価について【資料-5】

- ・事業評価手法に関して、浸水エリアが解消されるかどうかという評価であるが、道路が冠水して使用できない期間など、浸水継続時間等の時間的な浸水被害の評価は、今後取り入れられるのか。  
⇒（事務局回答）事業所等が浸水したことで、営業を停止するという被害は見込んでいる。しかし、ご指摘いただいたような道路途絶によるサプライチェーンに関する営業

利益の低下などの被害の評価は、現状含まれていない。事業評価手法は指摘の内容も評価ができるか本省に相談する。

- 天竜川直轄河川改修事業の事業再評価については了承された。

(6) 今後の進め方について【資料-6】

- ・ 特になし

#### 4. その他

- ・ 河川環境情報図の中で、国内外来種である「ゲンゴロウブナ」、「スゴモロコ」は、重要種から削除すること。
- ・ 河川整備計画を変更するにあたって、河川環境情報図を活用している。今後、流域委員会でも環境を把握するうえで、河川環境情報図の情報は重要であるため、適切に修正すること。  
⇒（事務局回答）河川環境情報図を適切に修正する。

#### 5. 閉会

閉会挨拶（浜松河川国道事務所長）

以上